



# 宮 崎 県 公 報

平成28年2月1日(月曜日) 第2764号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 ( “ ” ) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( “ ” ) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… ( “ ” ) 2	
○生活保護法に基づく介護機関 (介護老人福祉施設) の指定…………… ( “ ” ) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… ( “ ” ) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の所在地の変更…………… ( “ ” ) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の休止…………… ( “ ” ) 3	
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 3	

○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始 (2件) …………… ( “ ” ) 3	
○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 4	

### 公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (蛸・鱸・敷簾課) 4	
○保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 4	
○地図及び簿冊の認証 (2件) …………… (農村計画課) 5	
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 5	
○県営土地改良事業に係る換地処分…………… ( “ ” ) 5	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 5	
○公共測量の実施の通知…………… ( “ ” ) 6	
○都市計画の決定図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 6	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… ( “ ” ) 6	

### 教育委員会告示

○宮崎県指定有形文化財の指定解除…………… 6	
-------------------------	--

### 公安委員会規則

○宮崎県公安委員会運営規則の一部を改正する規則…………… 6	
--------------------------------	--

## 告 示

### 宮崎県告示第65号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
都北町薬局	都城市都北町6448-2	平成27年12月1日
訪問看護事業所あたご	延岡市愛宕町3丁目23番地	平成27年10月1日

### 宮崎県告示第66号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人高悠会	児湯郡高鍋町大字北高鍋 154番地 1

### 2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人高橋耳鼻咽喉科医院	医療法人高悠会	平成27年10月29日

### 宮崎県告示第67号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
ケイオークリニック	都城市一万城町27-19	平成27年12月31日
都北町薬局	都城市都北町6448番地2	平成27年11月30日
有限会社サン薬局	児湯郡高鍋町大字北高鍋 149番地 4	平成27年11月30日

**宮崎県告示第68号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第 14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年 2 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人豊の里	都城市栄町22号5番地1	グループホーム2ユニットひまわり	都城市葦原町1839-9番地	平成27年12月1日
医療法人社団 望山会	日向市東郷町山陰辛 241番地 1	青柳内科循環器科	日向市東郷町山陰辛 241番地 1	平成27年11月1日
医療法人俊生会	東諸県郡国富町大字本庄 12146番地 3	認知症高齢者グループホーム こそすす	東諸県郡国富町大字本庄 12146番地 3	平成27年11月1日

**宮崎県告示第69号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第 14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための施設介護を担当させる機関（介護老人福祉施設）を次のとおり指定した。

平成28年 2 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホーム永寿園ユニット館	日向市大字富高字岩崎 546番地 1	平成27年12月 1 日

**宮崎県告示第70号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年 2 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 DRF	都城市安久町4657番地 4	デイサービスリオン	都城市鷹尾町 2 丁目 3 -13リッツハウスTKO 1階
有限会社メディカル介護サービス	都城市吉尾町1958番地 2	有限会社メディカル介護サービス	都城市吉尾町1958番地 2

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市北原町22街区 1号フェリチターレ 1-2	都城市鷹尾町 2 丁目 3 -13リッツハウスTKO 1階	平成27年7月 1 日
都城市上川東 4 丁目 3 号	都城市吉尾町1958番地 2	平成27年12月 1 日

**宮崎県告示第71号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年 2 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社まごころサービス	熊本県熊本市南区白藤 2 丁目 5 - 1	まんまるケアセンター	都城市都原町7279番地

## 2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市久保原町16-11	都城市都原町7279番地	平成27年 12月1日

## 宮崎県告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成28年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
セントケア九州株式会社	熊本県熊本市中央区十禅寺1丁目3番1号	セントケア都城	都城市年見町23-1	平成27年 12月31日

## 宮崎県告示第73号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字風田字熊嶺2368-1、2370-乙
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字熊嶺2368-1・2370-乙（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年2月1日から平成28年2月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道219号	児湯郡西米良村大字横野字内之畑	旧	7.5～ 77.2	901.8
			115番13地先から同郡同村同大字同字89番3地先まで	新	7.5～ 77.2	560.0
					8.3～ 58.9	748.1

## 宮崎県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年2月1日から平成28年2月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道219号	宮崎市大字広原字柳310番1地先から同市同大字同字369番3地先まで	旧	7.9～ 11.3	31.2
				新	11.3～ 11.3	31.2

## 宮崎県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年2月1日から平成28年2月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道219号	児湯郡西米良村大字横野字内之畑115番13地	平成28年2月1日

			先から同郡 同村同大字 同字89番3 地先まで
--	--	--	----------------------------------

1月 20日	人会		町あさひ 1丁目13 番地	者、児童等が安 心して過ごせる 地域社会を実現 するために、複 数の事業所が連 携し、その地域 でニーズの高い 福祉事業を行い 、もって宮崎県 の福祉の増進に 寄与することを 目的とする。
-----------	----	--	---------------------	---

**宮崎県告示第77号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年2月1日から平成28年2月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	宮崎市大字 広原字柳 3 10番1地先 から同市同 大字同字 3 69番3地先 まで	平成28年2月1日

**宮崎県告示第78号**

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第 5 項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成28年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	
宮崎市橋通 西1丁目1 番1号	社団法人宮 崎市庁友会	宮崎市橋通 西1丁目1 番1号	一般社団法 人宮崎市庁 友会	平成26年 4月1日

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成28年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 28年	特定非営利 活動法人遊	吉野 光則	宮崎県宮 崎市清武	この法人は、 高齢者、障がい

保安林の平成27年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成28年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	576.96
北川土流	土砂流出防備保安林	96.77
北川干害	干害防備保安林	1.56
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,129.47
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	159.65
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	13.01
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.62
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	1,147.77
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	25.41
五十鈴川干害	干害防備保安林	18.40
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	2,017.20
耳川土流	土砂流出防備保安林	111.59
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	270.40
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	47.94
一ツ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,682.69
一ツ瀬川土流	土砂流出防備保安林	113.96
一ツ瀬川干害	干害防備保安林	4.30
一ツ瀬川保健	保健保安林	3.60
小丸川下流水かん	水源かん養保安林	902.35
小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	24.29
小丸川下流干害	干害防備保安林	1.54
小丸川下流保健	保健保安林	3.37
川内川上流水かん	水源かん養保安林	744.35
川内川上流土流	土砂流出防備保安林	67.88
川内川上流防風	防風保安林	0.46
川内川上流干害	干害防備保安林	19.94
大淀川本流水かん	水源かん養保安林	1,357.33
大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	174.70
大淀川本流土崩	土砂崩壊防備保安林	0.00
大淀川本流防風	防風保安林	0.68

大淀川本流干害	干害防備保安林	14.94	平成28年2月1日
大淀川本流保健	保健保安林	5.44	宮崎県知事 河野俊嗣
本庄川水かん	水源かん養保安林	1,610.58	1 地籍調査を行った者の名称
本庄川土流	土砂流出防備保安林	12.12	東臼杵郡美郷町
本庄川防風	防風保安林	0.12	2 地籍調査を行った期間
本庄川干害	干害防備保安林	2.74	平成24年10月1日から平成27年3月25日
本庄川保健	保健保安林	7.34	3 地籍調査を行った地域
大淀川中流水かん	水源かん養保安林	1,417.54	東臼杵郡美郷町南郷水清谷の一部
大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	74.68	4 認証年月日
大淀川中流干害	干害防備保安林	0.70	平成28年1月25日
広渡川水かん	水源かん養保安林	1,190.08	
広渡川土流	土砂流出防備保安林	123.46	
広渡川干害	干害防備保安林	1.20	
広渡川保健	保健保安林	0.28	
福島川水かん	水源かん養保安林	380.62	
福島川土流	土砂流出防備保安林	10.57	
福島川干害	干害防備保安林	1.99	

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成28年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成21年1月1日から平成26年2月27日
- 3 地籍調査を行った地域  
宮崎市大字大瀬町の一部
- 4 認証年月日  
平成28年1月25日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

- 1 地籍調査を行った者の名称  
東臼杵郡美郷町
- 2 地籍調査を行った期間  
平成24年10月1日から平成27年3月25日
- 3 地籍調査を行った地域  
東臼杵郡美郷町南郷水清谷の一部
- 4 認証年月日  
平成28年1月25日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、船引土地改良区（宮崎市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成28年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	友 正 人	宮崎市清武町船引6813番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、八所地区 2 換地区県営土地改良事業（小林市、県営畑地帯総合整備事業）に係る換地処分をした。

平成28年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成28年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-23)第501号	(有)戸敷興業	阿萬 正紀	宮崎県宮崎市佐土原町上田島8420	一般	土木工事業	平成27年12月4日付で廃業した旨の届け	平成27年12月4日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第2357号	田口建築(有)	田口 久光	宮崎県児湯郡新富町大字日置1668-3	一般	土木工事業、水道施設工事業	平成27年12月8日〃	平成27年12月8日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第6952号	(有)八千代建設	黒木 克臣	宮崎県日向市曾根町4-79-3	一般	造園工事業	平成27年12月25日〃	平成27年12月25日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第8027号	太閤工業(株)	片山 克宏	宮崎県東諸県郡国富町大字八代南保3446-109	一般	消防施設工事業	平成27年12月25日〃	平成27年12月25日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第10581号	(有)大栄技研工業	中川 喜夫	宮崎県延岡市上伊形町288-1	一般	土木工事業	平成27年12月28日〃	平成27年12月28日 (一部廃業)

宮崎県知事許可 (般-22)第 11036号	(有)栄財技建	小野 主税	宮崎県延岡 市浜砂 2 - 12-24	一般	管工事業	平成27年12月 24日〃	平成27年12月24日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第7687号	甲斐塗装	甲斐 博人	宮崎県延岡 市岡富町 8 40-1	一般	塗装工事業	平成27年12月 18日〃	平成27年12月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-25)第 12446号	(有)中野設計研 究所	中野 好浩	宮崎県宮崎 市柳丸町72 サーパス柳 丸 104	一般	建築工事業、大工工事 業	平成27年12月 25日〃	平成27年12月25日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第 12831号	土屋工業	土屋 珠樹	宮崎県日向 市向江町 2 -11	一般	とび・土工工事業	平成27年12月 9日〃	平成27年12月9日 (全廃業)

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎市長から次のとおり通知があった。

平成28年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（道路3次元データ測量）
- 2 作業地域  
宮崎市内の一部
- 3 作業期間  
平成28年2月1日から平成28年3月18日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
小林市
- 2 都市計画の種類及び名称  
小林都市計画 特別用途地区
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県小林土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用

する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
小林市
- 2 都市計画の種類及び名称  
小林都市計画公園  
4・4・1 緑ヶ丘公園
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県小林土木事務所

## 教育委員会告示

### 宮崎県教育委員会告示第2号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第5条第3項の規定により、次の表に掲げる県指定有形文化財の指定は平成27年9月4日に解除された。

平成28年2月1日

宮崎県教育委員会委員長 島原俊英

種別	名称	所在地	所有者
県指定有形文化財	琉球国王宛朝鮮国王国書	都城市早鈴町18街区5号 都城島津邸	都城市

## 公安委員会規則

宮崎県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月1日

宮崎県公安委員会委員長 山崎殖章

### 宮崎県公安委員会規則第2号

#### 宮崎県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

宮崎県公安委員会運営規則（昭和30年宮崎県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（会議の定足数及び議決） 第8条 公安委員会は、委員長及び1人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。	（会議の定足数及び議決） 第8条 公安委員会は、 <u>2人以上の委員</u> が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

2 [略]  
 (委員以外の出席)  
 第10条 本部長は、定例会及び委員会の求めに応じ、臨時会に出席するものとする。

2 本部長は、委員会の承認を得て、部下職員を会議に出席させることができる。  
 (緊急の場合の措置)

第11条 委員長は、緊急の必要がある場合において、会議を招集するいとまがないとき又は招集して会議を開くことができないと認められるときは、第2条第1項の規定にかかわらず、会議以外の方法で他の委員の意見を求め、過半数の意見をもって委員会の権限を行うことができる。

(事務の専決)

第12条 委員会は、その権限に属する事務につき、その一部を別に定めるところにより本部長に専決させることができる。

別記様式 (第13条関係)

[略]	
<u>会 議 の 概 要</u>	
記録者 年 月 日 職氏名	

2 [略]  
 (委員以外の出席)  
 第10条 本部長は、定例会及び公安委員会の求めに応じ、臨時会に出席するものとする。ただし、公安委員会から出席を免除されたときは、この限りでない。

2 本部長は、公安委員会の承認を得て、部下職員を会議に出席させることができる。  
 (公安委員会の権限行使の特例)

第11条 緊急の必要がある場合において、会議を招集するいとまがないとき又は招集して会議を開くことができないときは、委員長又は委員は、第2条第1項の規定にかかわらず、公安委員会の権限を行うことができる。この場合において、公安委員会の権限を行った委員長又は委員は、その措置を次の会議に報告しなければならない。

(事務の専決)

第12条 公安委員会は、その権限に属する事務につき、その一部を別に定めるところにより本部長に専決させることができる。

別記様式 (第13条関係)

[略]	
記 録 者	

会議の概要

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

--	--